

# 学校給食用パン委託加工認定工場応募要領

公益財団法人 愛媛県学校給食会

# 学校給食用パン委託加工認定工場応募要領

## 1 趣 旨

(公財)愛媛県学校給食会は、学校教育の一環として行われる学校給食の円滑な実施と充実発展を支援するため、昭和 30 年の設立以来 60 年にわたって学校給食のサポートを行ってきました。この間、学校給食をめぐることは、少子高齢化により受益者である児童・生徒数が減少するとともに、安全・安心の給食への意識の高まり、アレルギー問題への対応や地産地消の推進に係る要請など、その環境を大きく変化させてきております。このような中、平成 27 年 2 月、松山市において学校給食パンのネズミによる食害が発生し、その後約 3 か月間にわたってパン給食が中断するという事態が発生しました。本会では再発防止を図るため、平成 28 年度より学校給食用パン委託加工工場を選定するに当たって公募制を導入し、より安全・安心の学校給食パンの供給を目指すこととしました。

## 2 対 象

愛媛県内の学校給食に供するパンの加工及び配送が可能な資格及び施設・設備を保有している者であって、次のいずれの条件も充足する者を対象とします。

- (1) 県内に主たる事務所又はパンの加工工場を置くものであること。なお、法人等及び個人の別は問いません。
- (2) 学校給食の実施に十分な熱意を有すること。
- (3) 地域において信用があり、かつ給食パンを継続的に供給することができる経済力を有すること。
- (4) 別添「学校給食用パン委託加工工場衛生管理基準」に掲げる全ての項目に適合していること。
- (5) 少なくとも 1 日当たり給食パン概ね 1000 食の供給に対応できる施設・設備及び体制を有すること。

### 3 委託事業の概要

学校給食パンの委託加工の内容は、概ね次のとおりです。

- (1) 委託内容はパンの加工及び学校等への配送であり、加工に必要な小麦粉等の原材料は愛媛県学校給食会が支給・配送します。(加工とは、パンの仕込みから焼成までの全ての工程を含みます。)
- (2) 受託者は、愛媛県学校給食会が指定する学校等からの指示に基づき、所定の個数を所定の場所及び時間に納入します。
- (3) 愛媛県学校給食会は、実績に応じてパンの加工賃を支払います。パン1個当たりの加工賃は、学校給食会が労務単価及び光熱水費等を計算基礎として決定し、その結果を通知します。
- (4) 詳細は、別添「学校給食用パン委託加工の流れ」及び「学校給食用パン委託加工に関する契約書」を参照してください。

### 4 応募方法

応募する場合は、次により必要な書類を提出してください。なお、応募申請書等の様式は愛媛県学校給食会ホームページからダウンロードできます。

- (1) 応募申請書(別紙様式1)
- (2) 添付書類
  - ① 会社組織等の形態をとる場合は、会社組織等の概要及び直近年度の経営状況がわかる資料(様式自由)
  - ② パン加工用施設・設備の概要表(別紙様式2)
  - ③ 学校給食用パン委託加工工場衛生管理基準適合確認表(別紙様式3)
- (3) 募集期間  
随時
- (4) 提出部数
  - (1)及び(2)について、正本1部、副本3部(複写可)。なお、添付書類②及び③は電子データ(愛媛県学校給食会ホームページからダウンロードした様式にデータを入力したもの)も併せて提出してください。
- (5) 提出方法  
持参又は郵送により愛媛県学校給食会へ提出してください。なお、郵送の場合は、書留又は簡易書留等により送付してください。

## 5 審査方法等

- (1) 審査は、愛媛県学校給食会が申請書類等に基づき厳正に行います。なお、学校給食用パン衛生管理基準の適合性の審査については、愛媛県学校給食会の職員が現地に赴き、工場ごとに行うものとします。その結果、適合していない項目があるとされた場合は、学校給食会の指示に基づき補正を行い、改めて確認を受け、すべての項目に適合すると認められる必要があります。
- (2) 審査結果については、文書で申請者に通知します。

## 6 その他

- (1) 本募集は、学校給食パンの加工工場としての適否を審査するために行うものであり、学校給食パンを発注するに際しては、県内各地域の事情等も考慮するため、委託加工工場としての資格があると認められた場合でも、発注を受けることを保証するものではありません。
- (2) 本公募により学校給食用パン委託加工工場としての資格を認定される期間は、認定年度の3月末日までとします。ただし、引き続き認定を希望する場合(認定年度の1月末日までに認定を辞退する旨の意思表示がない場合を含みます。)、その時点で、愛媛県学校給食会が学校給食用パン委託加工工場衛生管理基準に適合していると認めるときは、期間を1年間延長するものとします。以後も同様とします。

## 7 問い合わせ先

(公財) 愛媛県学校給食会基本物資係 川中専門員係長

〒 790-0063 松山市辻町 12-29

☎ 089-924-7623 FAX 089-924-6304

E-mail : [info@ehime-gk.or.jp](mailto:info@ehime-gk.or.jp)